

第 84 回国際獣疫事務局（OIE）総会概要

1. スケジュール等

- (1) 日程：平成 28 年 5 月 22 日（日）～5 月 27 日（金）（6 日間）
- (2) 開催場所：フランス・パリ
5 月 22 日～26 日：Maison de la Chimie（メゾン・ド・ラ・シミ：化学会館）
5 月 27 日：OIE 本部
- (3) 我が国からの出席者
農林水産省大臣官房審議官（消費・安全局担当）（首席獣医官） ほか



（川島審議官（OIE 理事・右から 3 人目））



（議場の様子（決議））

2. 主な議題

- (1) BSE、口蹄疫等動物疾病ステータスの公式認定
 - ① 牛海綿状脳症（BSE）：
アフリカ地域で初めてとなるナミビアを含め、ドイツ、スペイン、コスタリカ、リトアニア及びメキシコの 6 か国が新たに「無視できるリスクの国」に認定された。
 - ② 口蹄疫：
ロシアの一部地域が「ワクチン非接種清浄地域」に認定された。また、タイ、モンゴル及びカザフスタンが国家防疫計画の承認を受けた。
 - ③ 豚コレラ：
チェコ、デンマーク、ドイツ、イタリア、ニューカレドニア、ニュージーランド及びポーランドの 7 か国が清浄国に、ブラジルの一部地域が清浄地域に認定された。
 - ④ アフリカ馬疫：カザフスタン及びフィリピンが新たに清浄国に認定された。
 - ⑤ 小反芻獣疫：ラトビアが新たに清浄国に認定された。



(疾病ステータス認定証授証式の様子・ナミビア)

(2) レファレンスラボラトリーの指定

OIE レファレンスラボラトリーとして、日本、米国、ブラジル、フランス、イタリア、ポーランド、韓国、中国及びタイから9施設が指定された。

日本関連では、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門（専門家：吉田海外病安全管理役）が牛疫のレファレンスラボラトリーとして指定を受けた。なお、専門家の退官のため、酪農学園大学のエキノコックス症のレファレンスラボラトリーの指定が取り消された。

(3) アジア地域委員会会合での議論

①第30回アジア・極東・オセアニア地域総会（2017年マレーシアで開催）の技術課題の決定

豪州、ニュージーランド及び日本から課題が提案され、日本が提案した「農場のバイオセキュリティをどのように実施するか；政府及び民間の役割」が選出された。

②OIEコード案についての議論

日本から、アフリカ豚コレラに関して、アジア地域は清浄性を維持しているため、本病のコード改正に当たり地域全体で歩調を合わせた対応をとっていくことを提案。これを受けてファシリテーターから、本総会のコード委員会セッションにおいて、本件について日本がアジア代表として発言することが提案され、反対意見無く了承された。

(4) 技術課題（ワンヘルスアプローチを通じた薬剤耐性（AMR）との闘い）

①OIEの取組に関する報告

Dr. Jean-Pierre Orand（Anses ANMV、OIE コラボレーティングセンター（フランス・動物医薬品））から、OIE が FAO や WHO と連携して積極的に薬剤耐性対策に取り組んできたことが報告された。

OIE はこれまで、抗菌剤の慎重な使用や薬剤耐性サーベイランス・モニタリング等に

関するコードの策定、獣医師の教育訓練、抗菌剤の使用に関するデータベース構築、普及・啓発活動等を実施しており、それらを今後とも強化していく考えが示された。薬剤耐性に関連するコラボレーティングセンターとして、日本の動物医薬品検査所を含む4施設が紹介された。

②各国からの主な発言

各国からは、薬剤耐性対策の重要性が強調され、WHO の国際行動計画の確実な実行、ワンヘルスアプローチによるサーベイランス・モニタリング体制の構築、慎重な使用の徹底、薬剤耐性に対する意識向上、地域及び各国レベルでの分野横断的取組の推進、各国の薬剤耐性対策に関する能力形成への国際的な支援等の必要性について発言があった。

日本からは、AMR が G7 農業大臣会合の議題となったことと、我が国が WHO の国際行動計画の実行について完全にコミットし、本年4月に我が国の行動計画を策定したところであり、国際基準に定められたリスクアナリシスの考え方に沿って引き続き対策を進めていく考えであることを発言した。また、新たな取組として、愛玩動物のモニタリング調査の開始や人と動物分野のサーベイランス・モニタリングの統合の推進に取り組むことを紹介するとともに、我が国がこれまで蓄積してきた知見を生かして、OIE 等と連携して国際協力を進めていく考えである旨発言した。



(日本代表団の発言の様子)

③決議の内容

採択された決議において、OIE がワンヘルスアプローチに基づいて、一歩ずつ戦略を進めること、抗菌剤の責任ある慎重な使用の徹底とともに、疾病の予防のための衛生管理やワクチンによる抗菌剤使用の低減を推進すること、薬剤耐性を減らし動物と人の健康を守るための適切な管理措置のためのリスクアナリシスの実施方法や抗菌剤使用の代替法に関するガイダンスを提供すること、加盟国においては、WHO の国際行動計画や OIE の基準・ガイドラインに従った抗菌剤の使用を行うこと、リスクアナリシスが行われない場合には成長促進目的での抗菌剤の使用を段階的に廃止すること、加盟国が OIE 戦略と各国の行動計画を実施できるように OIE が支援していくこと等が勧告された。

(5) OIE コード（動物衛生等に関する国際基準）・マニュアル（診断方法等に関する国際基準）の改正

＜日本からの発言＞

アジア・極東・オセアニア 32 か国を代表して、日本から、本年 9 月のコード委員会で検討されるアフリカ豚コレラの章に関し、本病が発生した場合の被害の大きさは重要であり、豚コレラと異なり、本疾病についてはワクチンがなくベクターを介する感染も成立するなど感染拡大を防ぐことが非常に難しいことを踏まえ、科学的根拠に基づき慎重に検討する必要がある旨を発言。なお、当地域を代表しての発言は初めてのことである。



（日本代表団の発言の様子）

＜陸生動物コード＞

一部の修辭上の修正を除き、コード改正案は決議案のとおり全会一致で採択された。主な議論は以下のとおり。

① 用語解説

(i) Animal（動物）の定義

特段の議論や修正案なく、reptiles（は虫類）が animal の定義に追加されることとなった。

(ii) Casing（ケーシング）の定義

デンマーク（EU を代表）から、oesophagus（食道）はケーシングの材料として用いられる腸管とは解剖学的観点及び処理の方法が異なるため、病原体の汚染リスクが高まる旨を発言。この発言を受け、コード委員会委員長は、“Casing” の定義から“oesophagus”を削除することを提案し、この修正を反映した改正案が採択された。

② 第 6.8 章（食用動物で使用される抗菌剤の量及び使用パターンの監視）

オランダ（EU を代表）から、原案の“infectious diseases”を“infections”に変更する改正案に関して、“infections”は臨床症状がないままで予防的な使用も含んでしまうこと、また、他の関連する章の表現との整合性から、原案のままとすべきと発言。コンゴ共和国（アフリカ連合を代表）とノルウェーが EU のコメントを支持。こ

これらのコメントを受け、“infections”を“infectious diseases”に戻した上で改正案が採択された。

③ 第 7.11 章（アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム）

第 7.11.7 条において、科学的な根拠が示されていないため、子牛への初乳給与期間を少なくとも 5 日間とされていた記述が削除された改正案が、特段の議論や修正なく採択された。

<陸生動物マニュアル>

一部の修辭上の修正を除き、マニュアル改正案は決議案のとおり全会一致で採択された。主な内容は以下のとおり。

① BSE

定型 BSE と非定型 BSE を区別できる検査法の基準を記載するという改正案が採択された。

② 牛疫

我が国から提案していた LA-AK0 株ワクチンの製造基準が盛り込まれた改正案が採択された。

<水生動物コード>

一部の修辭上の修正を除き、コード改正案は決議案のとおり全会一致で採択された。主な議論は以下のとおり。各国からの発言については、次回の水生委員会で検討することとされた。

① コード第 4.3 章（消毒に関する一般的な推奨）

タイから、消毒剤としての塩素系物質の利用に関して、腐食性への考慮等の記載を矛盾がないよう統一すべきとの発言があった。

② コード第 5.1 章（証明に関する一般的な責務）

南アフリカから、潜伏期間の記載に関して発言があり、それに対して水生委員会委員長は、潜伏期間を規定するのは困難であり、コードに示すことはしていないとの見解を示した。

<水生動物マニュアル>

一部の修辭上の修正を除き、マニュアル改正案は決議案のとおり全会一致で採択された。主な内容は以下のとおり。

・イエローヘッドウイルス 1 型感染症

タイから、レッドクロウクレフィッシュがリストから漏れているとの発言があり、これを受けて、レッドクロウクレフィッシュを追記した上で改正案が採択された。